

指定等法人が行う指定、登録等に係る事務・事業の定期的検証

平成28年4月現在

1. 平成23年度の定期的検証までの経緯

- 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、指定等法人(※)が行う指定、登録等に係る事務・事業について、改善すべき点がないか毎年見直しを行うとともに、少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこととされている。この閣議決定を踏まえた対応として、平成20年度及び平成23年度に検証を実施した。

※ 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人。独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合等は除外されている。

- この間、厚生労働省としては、独自に実施した、省内事業仕分けや独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会において指定等法人の在り方についても見直しを行い、指定等法人に対する補助金等の削減や指定等法人に再就職する公務員OBの削減等を進めてきた。また、同整理合理化委員会報告書(平成22年12月)での指摘を踏まえ、一部の指定等法人の在り方については、審議会や検討会において、その必要性や妥当性について検討を行ってきた。さらに、同整理合理化委員会等での検討対象とならなかった指定等法人についても、インターネットでの情報の公開を行い透明性を高める取組、指定等基準の法令での明確化、自主的な補助金等の削減等を進めてきたところ。

2. 平成24年度以降の事務・事業の見直しの状況

- 平成24年度以降も、行政事業レビューや整理合理化委員会報告書を踏まえ、関係審議会等で議論が行われてきた。今般、前回の定期的検証からおおむね5年が経過したことを受け、改めて平成24年度から平成28年度までに厚生労働省が所管していた99の事務・事業について点検を行ったところ、第四次地方分権一括法により指定等の権限を都道府県に移譲することにより、国として指定等を廃止した事務・事業が24あった。については、平成28年4月現在制度が未施行の1の事務・事業を除き、74の事務・事業を対象として検証を行うこととした。
- 平成24年度から平成28年度までの間に、例えば、次のような具体的な見直し等を行っている。(括弧内の数字は、事務・事業一覧の該当事務・事業の通し番号)
 - 指定等法人に対する補助金等の削減・廃止、経費の削減・・・8事務・事業
 - ・福利厚生センター事業(59)やこどもの国協会(65)に対する国庫補助の廃止
 - ・理容師の試験事務(27)や美容師の試験事務(28)に係る経費の削減 等
 - 指定基準の見直し、事務・事業実施の重点化・・・6事務・事業
 - ・歯科医師臨床研修施設(36)の指定取消要件の見直し
 - ・介護労働センターによる介護労働者雇用改善援助等事業(34)の重点化 等
 - その他
 - ・給水装置工事主任技術者の試験事務(32)の簡素化
 - ・介護労働センターによる介護労働者雇用改善援助等事業(34)や食品製造者等の高度化計画の認定(99)については、関係者による検討会において、事務・事業の見直しを含めた制度全体の在り方について検討中 等

3. 今回の定期的検証の結果

- 指定等法人の事務・事業については、2. のとおり、平成23年度の定期的な検証後も、引き続き具体的な見直しを実施してきたところであるが、今回改めて、74事務・事業について、
 - ① 事務・事業の必要性等(事務・事業の必要性、妥当性、有効性)
 - ② 事務・事業の執行体制の妥当性(指定等を行う妥当性、実施主体としての適格性)
 - ③ 評価結果の総括(現状分析と今後の方向性)の観点から評価を行った。
- 評価結果の総括としては、74事務・事業について、引き続き指定等法人により実施する必要があるとしているが、2. に挙げるような随時の見直し等に加え、今後も定期的な検証を行い、必要な見直しを行っていくこととしている。評価結果については、本有識者会議WGIにおける意見を踏まえ、厚生労働省ホームページにおいて、公表を予定している。